

岐阜県における産業廃棄物の取組について (PCB 廃棄物の処理に向けた岐阜県の取組)

岐阜県環境生活部廃棄物対策課

1 はじめに

岐阜県は、日本の人口重心（ひとりひとりが同じ重さを持つとしたときに日本全体の人口を一点で支える点）があり、日本のほぼ中心に位置しています。周囲を7つの県に囲まれた数少ない内陸県の一つで、北部は、穂高岳、乗鞍岳、御嶽山など、標高3000mを超える山々が連なっており、南部は濃尾平野に木曾三川（木曾川、長良川、揖斐川）が流れ、特に長良川中流域は「日本の名水百選」に選ばれるほど美しい清流です。このように豊かな自然に恵まれた岐阜県は、県民の環境に対する意識も高く、2004年に岐阜市内で発覚した大量不法投棄事件等を教訓に、「早期発見、早期措置」を基本方針として、不適正処理事案対策の強化に取り組んでいます。これらの対策として、廃棄物インターネット110番、民間警備会社による夜間休日パトロール等を実施し、悪質な事案についてはホームページで公開するなど不適正処理の抑止を図っており、近年発生した廃棄食品不正転売事案、中央道廃棄物流出事案等を受け、一層不適正処理の監視の強化を図っています。

ポリ塩化ビフェニル（PCB）についても、平成28年5月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB特措法）が改正され、高濃度PCB廃棄物の処分期間が法定化し、立入検査権限等が強化されたことから、期限内の確実かつ適正な処理の促進に向けた取組及び指導體制を強化していま

す。今回は、PCB廃棄物の処理に向けた岐阜県の取組を紹介させていただきます。

2 岐阜県におけるPCB廃棄物の保管状況

本県（岐阜市を除く）でPCB廃棄物（PCBの濃度が不明のものを含む）を保管している事業者は、現在、756事業者把握しており、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）豊田事業所が平成17年に操業して以来、県内のPCB廃棄物の処理を推進しております（表1）。

また、掘り起こし調査（後述）により新たに発見されるPCB廃棄物も多数あり、年度別の保管量にも増減がみられます（表2）。

表1 岐阜県（岐阜市を除く）のPCB廃棄物の処理及び保管状況

（平成29年3月31日時点）

種類	事業所数	処理数	保管量
トランス類	160	173 台	537 台
コンデンサ類	286	3,750 台	4,100 台
柱上トランス	8	3,171 台	26,686 台
安定器	251	8,872 台	52,294 台
PCBを含む油	32	173,306 Kg	10,744 Kg
感圧複写紙	2	0 Kg	154 Kg
ウエス	34	9,086 Kg	6,357 Kg
その他の機器等	352	6,201 台	2,667 台
	13	19 Kg	14,612 Kg
汚泥	4	3,377 Kg	297 Kg
その他PCB汚染物	55	4,294 Kg	75,662 Kg

表2 年度別の保管量の推移

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
トランス保管量（台）	500	489	503	518	535	552	580	537
コンデンサ保管量（台）	9,510	9,211	9,415	9,811	9,309	5,010	4,343	4,100
安定器保管量（台）	57,838	53,754	53,921	54,583	55,004	59,131	55,962	52,294

3 岐阜県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

PCB廃棄物の確実かつ適正な処理を、総合的かつ計画的に推進するための方策を定めるため、平成20年3月に岐阜県PCB廃棄物処理計画（基本計画）を策定し、県内PCB廃棄物の計画的な処理を進めてきました。その後、平成28年7月に国のPCB廃棄物処理基本計画が改正されたことに伴い、本県においても、PCB廃棄物の確実かつ適正な処理の推進を行うために基本計画を改定し、新たに法定化された処分期間までに高濃度PCB廃棄物が処分されるよう指導することや、県及びPCB廃棄物の保管事業者だけでなく、市町村並びにその他関係者等が果たすべき役割等を明記することとしました。今後も当該計画に基づき、関係機関等と連携して、保管事業者等に対し指導を行うほか、一般家庭に向けても普及啓発を行います。

表3 岐阜県におけるPCB廃棄物の処分期間

種類	処分期間
高濃度PCB廃棄物 (トランス類、コンデンサ)	平成34年3月31日まで
高濃度PCB廃棄物 (安定器等・汚染物)	平成33年3月31日まで
低濃度PCB廃棄物	平成39年3月31日まで

4 掘り起こし調査について

当県では、平成27年2月に自家用電気工作物設置事業者に対して、PCB含有電気機器の保管・所有に関する調査を実施しました。その後、平成29年4月から、当該調査に回答がなかった事業者（未回答事業者）及び調査票が届かなかった事業者（未達事業者）に対するフォローアップ調査を実施しました。フォローアップ調査において、電話等による連絡が取れず、回答が得られない場合は現地訪問を行っており、平成29年度中に全ての現地訪問を完了しております。平成30年度は、掘り起こし調査を更に加速させるため、PCB廃棄物処理専門職を2名雇用し、新たに判明した事業者等への継続調査を行っております。

また、平成29年度末には、昭和52年3月以前に建築された建物に対してPCB使用安定器の保管・所有に関する調査を実施し、今後新たに見つかったPCB使用安定器の処理の指導を行います。

5 岐阜県PCB処理推進連絡会について

掘り起こし調査の実施の結果、PCB廃棄物に関する問題を多くの事業者が理解されていないことが判明したため、PCB廃棄物に関する情報共有及び普及啓発を目的として「岐阜県PCB処理推進連絡会」を開催することとしました。当該連絡会は、JESCOや市町村だけでなく、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、電気保安、電気工事、建設、医療、不動産、ビル管理、旅館等の各種業界団体に声掛けさせていただいており、JESCO及び市町村以外で第1回（平成28年12月）は19団体、第2回（平成29年8月）は22団体、第3回（平成30年2月）は23団体に参加していただいております。

また、当該連絡会において、県から各業界団体の会員に対する周知等を依頼するとともに、各団体の取組状況や質問要望等の御報告をいただく等、官民連携して処理促進に向けて進んでおります。



平成29年度第2回岐阜県PCB処理推進連絡会

6 今後の課題

PCB廃棄物の処理を進めているものの、掘り起こし調査によって、新たなPCB廃棄物が確認されており、県全体の処理件数としては緩やかに増加しております。

多くの事業者は、PCB廃棄物の処理費が高額のため、処理に踏み出せないことや現在も該当機器を使用しているのが現状です。また、PCBの濃度が不明な機器も多数報告されており、濃度分析により破損する機器も報告があります。こうした問題がありながらも、PCB廃棄物は期限内に処理しなければならないことを事業者に御理解いただくほかありません。当県としては、PCB廃棄物を期限内に確実かつ適正に処理するため、早期に掘り起こし調査を完了させるとともに、岐阜県PCB処理推進連絡会等を通じて広く事業者及び県民の皆様へPCB廃棄物について啓発し、関係機関等と連携して処理を推進させていきたいと考えております。